



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者 各位

令和5年3月6日  
宮城労働局職業安定部職業安定課  
職業安定課長 齋 和彦  
地方職業安定監察官 高橋 伸幸  
電話 022(299)8061  
気仙沼市産業部産業戦略課  
課長 平田 智幸  
電話 0226(22)6600

### 「気仙沼市との雇用対策協定」の締結について

気仙沼市と宮城労働局（気仙沼公共職業安定所）は、相互の連携を密にし、地域企業の持続的な発展を支えるために必要な法制度の周知を行うとともに、人材確保及び生産性向上に資する職業能力開発機会を拡大し、女性や若者、支援を必要とする者など、誰もが安心して活躍できる全員参加型社会の実現と地域の活性化を図ることを目的に雇用対策協定を締結することとなりましたので、下記のとおりご案内いたします。

市町村の首長と労働局長の間での協定締結は三陸地域で初となり、県内5番目の事例になります。（※）

#### 記

- 1 日 時 令和5年3月13日（月）午後2時30分～3時00分
- 2 場 所 気仙沼市役所 本庁舎2階 応接室
- 3 出 席 者 気仙沼市長 菅原 茂  
宮城労働局長 小林 健
- 4 協定による連携、主な協力事項
  - (1) 女性・若者が活躍するための雇用環境支援
  - (2) 人材確保支援の実施及び人材育成の推進
  - (3) 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化
  - (4) 企業の立地及び雇用創出の促進
  - (5) 高齢者の就職支援
- 5 締結式の内容
  - (1) 出席者紹介
  - (2) 協定の概要説明
  - (3) 協定書への署名
  - (4) 写真撮影
  - (5) 市長及び労働局長からの挨拶

※ 平成27年10月に宮城県と雇用対策協定を締結しております。

令和4年1月に登米市、同年3月に大崎市と締結しており、令和4年8月に栗原市、令和5年1月に多賀城市と締結しています。

(取材についてのお願い)

- ・取材いただける社におかれましては、当日、締結式会場に直接お越してください。
- ・新型コロナウイルス感染症感染予防のため、手指の消毒、マスク着用、検温にご協力願います。
- ・風邪のような症状がある方、体調不良の方は取材をご遠慮願います。
- ・取材時は、腕章等プレス関係者であることを示すものを着用願います。
- ・指定された場所以外の立ち入りはご遠慮ください。また、関係職員等の指示に従っていただきますようお願いいたします。

## 気仙沼市と宮城労働局との雇用対策協定（概要）

●気仙沼市と宮城労働局は、「気仙沼市雇用対策協定」を締結し、地域に根差した企業の持続的な発展を支え、誰もが安心して豊かに働き続けられる魅力ある雇用環境づくりに共同で取り組んでまいります。

### 気仙沼市

第2次気仙沼市総合計画に掲げる各種施策と、本市最大の課題である人口減少対策としての雇用の創出、雇用環境の改善等に関する施策

### 宮城労働局

職業紹介、雇用管理指導その他雇用・労働環境の改善に関する施策

連携・協力  
【協定締結】

### 連携して取り組む主な施策

- 1 女性・若者が活躍するための雇用環境支援
  - ①新規学卒者等に対する就職支援と職場定着率の向上
  - ②市内企業への就職促進
  - ③働き方改革の推進による職場環境の整備と就労機会の拡大
  - ④女性・若者が活躍しやすい職場環境・社会環境整備のため、育児、介護休業法、女性活躍促進法、次世代育成支援対策推進法の円滑な施行についての企業等への働きかけ
  - ⑤雇用の維持・継続のための各種支援の実施
- 2 人材確保支援の実施及び人材育成の推進
  - ①人材不足分野（介護、看護、警備、運輸、保育、水産加工等）への対応
  - ②U I J ターン促進
  - ③企業の生産性向上を目的とした職業能力開発機会の拡大と就職促進
- 3 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化（就労困難者への支援）
  - ①働く意欲がありながら、就労を妨げる様々な要因を抱える市民の就職を支援 <障害者支援> <生活保護受給者等> <就職氷河期世代>
- 4 企業の立地及び雇用創出の促進
  - ①新たな雇用創出及び人材確保支援
  - ②企業の立地に向けた雇用に関する情報提供及び雇用の拡大促進
- 5 高齢者の就職支援
  - ①高齢者雇用の確保に向けた取組
  - ②シルバー人材センターの事業普及

### 協定締結のメリット

- 地域課題を共有し、役割を明確化することで、一体的な対策を計画的に実施することができる。
- 運営協議会を設置し、連携体制を構築することで、これまで以上に密な連携を図ることができる。
  - ※運営協議会 ・雇用対策協定に基づき、気仙沼市及び宮城労働局・ハローワーク気仙沼で構成する運営協議会を設置
  - ・毎年度の事業計画の策定・見直し・事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

■今後、運営協議会で「気仙沼市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定し、雇用対策に関する施策を効果的かつ一体的に推進